

税務トピックス

3月末で期限切れの税制

国会の混乱で、注目されるガソリン税の暫定税率以外にも税制改正法案が成立せずに、3月末で期限が切れたものが多くあります。一方、国民生活に影響する7項目がつなぎ法により5月末まで延長されました。それらのうち、主なものを以下にまとめてみました。

1. つなぎ法で5月末まで延長されたもの
 - 土地の売買による所有権の移転登記の税率の軽減
固定資産税評価額の 10/1000 (本則 20/1000)
2. 2008年3月31日までの間に開始する「事業年度」に適用するもので期限が切れたもの
 - (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
 - (2) 交際費等の損金不算入
3. 2008年3月31日までの間に取得等した場合に適用するもので期限が切れたもの
 - (1) 中小企業が1件30万円未満(年間300万円限度)の減価償却資産を取得した場合の即時償却の適用
 - (2) 中小企業の機械・IT・一定のソフトウェア等への投資に対する30%の特別償却又は7%の税額控除制度
 - (3) 情報セキュリティ強化のための投資に対する50%特別償却又は10%税額控除制度
延長される場合は中小企業の適用については取得価額の合計額の最低限度を引下げ(300万円以上→70万円以上)等の措置が講じられる。
4. 2008年3月31日時点で暫定税率が適用期限切れとなったもの
 - (1) 揮発油税及び地方道路税(いわゆるガソリン税)の税率の特例
製造場から移出等した時点の税率

	暫定税率(～2008年3月31日)	本則税率(2008年4月1日～?)
揮発油税率	48,600円/kl	24,300円/kl
地方道路税率	5,200円/kl	4,400円/kl
合計	53,800円/kl	28,700円/kl
 - (2) 軽自動車を除く自家用自動車の自動車取得税

暫定税率(～2008年3月31日取得)	5%
本則税率(2008年4月1日～取得)	3%

5. 留意事項

4月29日以降は衆議院での2/3以上の多数決で法案の再議決が可能となり、法案の修正が行われずに4月1日に遡及して適用される可能性があります。しかし、不利益不遡及の原則から、ガソリン税など納税者にとって税額が増えるものは遡及されずに可決日以降の施行となり、又、減税等の納税者に有利なものは遡及して実施されるでしょうが、さらなる混乱などで法案の修正や経過措置等の手当てがされることが予想されます。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [: nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

